

安全マニュアル

大阪大学漕艇部

平成 27 年 5 月 18 日 作成

令和 5 年 4 月 27 日 改訂

令和 6 年 5 月 15 日 改訂

令和 7 年 5 月 12 日 改訂

令和 8 年 6 月 30 日 改訂

—目次—

前文 — 原則	…p. 2
I. 活動環境管理	…p. 3
1. 活動部員の把握	
2. 活動場所の把握	
3. 服装・安全器具の装備	
4. 器具等の点検・整備	
5. 天候・自然環境の確認	
6. 部室・貴重品の管理	
II. 活動管理	…p. 4
1. モチベーションの向上	
2. 活動実施・変更等の判断者・判断時期の設定	
3. 部員相互間の信頼関係の樹立	
4. 大学等への届け出	
III. 体調管理	…p. 5
1. 体調・健康管理	
IV. 管理体制	…p. 6
1. 活動環境管理、活動管理及び体調管理におけるそれぞれの責任者の選定と協力体制	
2. セミナー参加等による専門家の養成	
3. リスクの検討と事故防止のためのチェックリストの作成	
4. 事故対応プロトコルの策定	
5. 緊急連絡体制の確立	
6. 事故後の報告書の提出	
7. OB、関係団体との連携	
V. 教育	…p. 8
1. 技術に関する知識	
2. 体調管理の知識	
3. 救急対応の知識	
4. マニュアル等を用いた定期的な安全教育の実施及び 定期的なマニュアルの見直し	

(前文 — 原則)

各部員は、伝統ある大阪大学漕艇部の部員であるとの自覚を持って、個々人が主体的な責任ある行動をしなければならない。

漕艇部の運営・活動は、漕艇部員全体による自主的な運営・活動を中心とし、必要の都度または問題が発生した場合、部員全員で協議し、その解決を計り、これによる解決ができない場合、各クルーコーチ、監督及び部長と相談し、その指導により決められた内容に従うものとする。特に、活動に対する安全面については、第一次的には個々の部員が、第二次的には各クルーキャプテン（責任者）、主将、主務、最高学年あるいはコックスから選任された安全対策委員長（以下、部員幹部という）が責任を持ち、問題が発生した場

合、部員および幹部は各クルーコーチ、監督（以下、指導者という）に直ちに連絡して、その指導を受けるものとする。

指導者は、問題がある場合、直ちに部長に連絡し、相談・協議の上、それに対処するものとする。

部長は、問題に応じて大学側に連絡する必要があると判断した場合には、その責任により大学側に連絡し、大学側と相談・協議してこれに対処するものとする。

I. 活動環境管理

1. 活動者の把握

幹部は、各活動における活動部員を把握すること。

部外関係者については特に注意し、それに応じた安全対策をとること。

2. 活動場所の把握

幹部は、事前に活動場所へ赴き、その安全を確認すること。

(1) 施設の状態

幹部は、事前に管理者と連絡を取り、施設の状態について確認すること。

幹部は部員が使用する施設については、事前に活動場所へ赴き、その安全を確認すること。

艇庫及び合宿所の補修については、破損、故障を見つけた場合直ちに教育推進部へ連絡する。

(2) 設備の状態

幹部は、事前に管理者と連絡を取り、設備の状態について確認すること。

幹部は、部員が使用する設備については、事前に活動場所へ赴き、その安全を確認すること。

(3) 野外の場合の記述

幹部あるいはクルーキャプテンが安全に練習を行うことができると判断された場合のみ乗艇練習が可能とする。

また、練習中に環境が危険であると判断した場合は、直ちに練習を中断する。

(4) 緊急時通信手段の確認

乗艇の際は、舵手が携帯電話を携帯し、沈没など発見した場合は直ちにモーターボート運転者、合宿所に連絡する。

3. 服装・安全器具の装備

部員個人は、活動に適した服装を心がけること。

幹部は、不適切な服装をしている者がいる場合、適切な判断で活動に参加させないこと。

幹部は、活動場所の安全器具を事前に確認しておくこと。また、活動に応じてさらに必要な器具がある場合は、適宜装備を指示すること。

4. 活動場所への移動時の注意
部員および指導者は、全員スポーツ安全保険に加入し、部活動の行き帰りにおける事故は、これによって保障される。

5. 器具等の点検・整備

幹部は、事前に活動場所の器具等の点検・整備を行う、または点検・整備の指示をすること。点検・整備は2人以上で行い、点検・整備後必ず確認すること。

6. 天候・自然環境の確認

幹部は、活動に応じて、当日またはそれ以前に活動場所の天候・自然環境を確認すること。

幹部は、活動場所の天候・自然環境が活動に何らかの悪影響を及ぼすと考えられる

場合、適切な判断で活動を中止・または延期させること。

7. 貴重品の管理

部員個人が責任を持って各自の貴重品を管理すること。

幹部は、活動に応じて、部員の貴重品を1か所にまとめ管理する、または管理者を置くこと。

II. 活動管理

1.モチベーションの向上

(1) 目標設定と目標に向けた部内の意思疎通

部員は、団体の目標である「全日本大学選手権大会ベストエイト」を常に念頭に置き活動すること。

幹部は、活動の目標を設定する際、指導者と相談し、活動の目標が部全体の目標に沿うよう配慮すること。また、幹部は、指導者と相談し、定期的に活動の目標の評価と見直しと、部内での共有を行うこと。

(2) 部員の理解と相互協力

部員は、団体の目標を常に意識し、自らの活動に関連付けられるように目標に対する理解を深めること。

部員は、互いの目標達成のために相互に協力すること。

部員同士のコミュニケーションの場を積極的につくり、相互理解を深めること。

(3) 相談体制の樹立

部員は、活動の負担が大きすぎると感じた場合は直ちに指導者や幹部、他の部員に相談すること。相談を受けた他の部員は速やかに活動責任者や指導者、幹部に連絡すること。

部員は、団体の目標やその他活動に意見等がある場合、速やかに指導者や幹部に申し出ること。また、申し出を受けた指導者や幹部は、話し合いの上、適切な措置をとること。

2. 活動実施・変更等の判断者・判断時期の設定

活動実施・変更等の判断は幹部、安全委員が行うこと。

判断は活動によって判断者が適切な時期に行うこと。ただし、部員全員に連絡が行き届く時期に判断を下すこと。

幹部、安全委員は、天候や周囲の状況等を考慮し、その活動の危険度に応じた適切な実施・変更等の判断を下すこと。

常に部員全体に連絡が付きやすい状態にしており、状況が悪化する可能性がある場合は早期の判断を心掛け、活動変更等の連絡すること。

3. 部員相互間の信頼関係の樹立

部員は、信頼関係樹立のため積極的に指導者や幹部、他の部員とコミュニケーションをとること。

幹部は、部内の信頼関係樹立のため、必要に応じて適切な措置をとること。

部員は、信頼関係樹立のため積極的に幹部、他の部員とコミュニケーションをとること。

指導者は、部内の信頼関係樹立のため、必要に応じて適切な措置をとること。

4. 大学等への届け出

幹部は、大学内で活動する場合には、豊中学生センター等、大学外で活動する場合には、豊中学生センターに加え役所等関係各所に適切な申請をすること。

幹部は、活動において大学内の備品等を使用する場合、学生センターに適切な申請をすること。

Ⅲ. 体調管理

1. 体調・健康管理

部員は体調・健康管理を各自意識し、自らの肉体的疲労度、精神的疲労度、能力、モチベーション等から判断し、活動において自身の体調や健康に負荷がかかりすぎないようにすること。また、不調を感じた場合には速やかに活指導者または幹部に申し出ること。

(1) 肉体的疲労の把握

部員は、活動中に肉体的疲労を感じた場合には、速やかに指導者、幹部に申し出ること。また、申し出を受けた指導者、幹部は、部員の肉体的疲労度に応じて、休憩を設ける等の適切な措置をとること。指導者、幹部は部員の肉体的疲労度を常に意識し、申し出がない場合でも必要に応じて休憩を設ける等の適切な措置をとること。

特に夏場の熱中症対策については十分な措置をとること。

(2) 精神的疲労の把握

部員は、活動に関して精神的疲労を感じた場合には、速やかに指導者、幹部に申し出ること。また、申し出を受けた指導者、幹部は適切な措置をとること。

指導者、幹部は、部員の精神的疲労度を常に意識し、申し出がない場合でも必要に応じて適切な措置をとること。

● IV. 管理体制

1. 活動環境管理、活動管理及び体調管理におけるそれぞれの指導者の選定と協力体制
活動環境、活動及び体調は、幹部が責任をもって管理すること。

部内で活動環境、活動及び体調に関して改善が必要だと考えられる場合、指導者や幹部が協議をし、適切な措置を考えること。また、部全体で協力し、措置をとること。

(1) 安全配慮、危険性の認識

指導者、幹部は、常に活動の危険性についての認識を持ち、部員の安全を第一に考えた活動を行うこと。

指導者、幹部は、危険性が認識される活動においては、適切な判断で事前に部員に対して注意を呼び掛ける等の対策をとること。

(2) 危険予測（予見）

指導者、幹部は、活動を行う際に必ず部員にシミュレーションを行わせ、起こりうる危険とその対策を考えること。

活動開始までに、認識された危険性に対しては、必ず安全対策を講じるとともに、部員間で危険性の情報を共有すること。

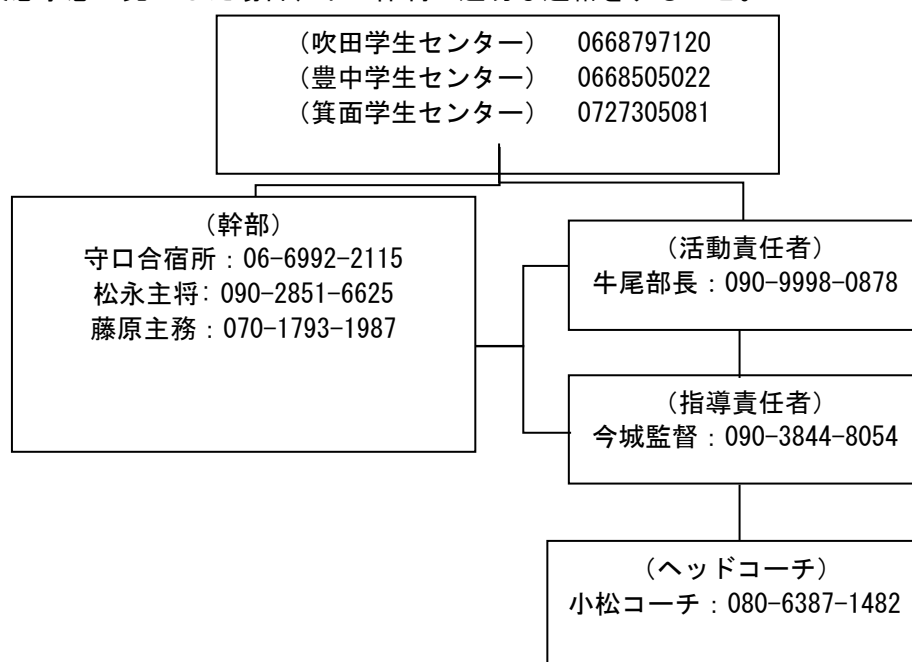
2. セミナー参加等による専門家の養成
指導者または幹部は、活動の安全を強化するために定期的にセミナー等に参加すること。

3. リスクの検討と事故防止のためのチェックリストの作成
幹部は、活動前に起こりうるリスクを検討し、必要に応じて事故防止のためのチェックリストを作成すること。
指導者は作成したチェックリストに不足がないかを確認し、幹部または部員に事前のチェックを行わせること。

4. 事故対応プロトコルの策定
指導者は活動を行う際、事前にリスク調査・安全対策責任者を決定し、事故発生時の対応についてプロトコルを作成すること。

5. 保険への加入
部員、指導者は活動中の事故に備えスポーツ安全保険に加入すること。

6. 緊急連絡体制の確立
緊急事態が発生した場合、下の体制で適切な連絡をすること。



活動中に事故等が発生した場合、部員は直ちに学生センター、部長及び指導者に連絡すること。また、事故の状況に応じて、警察署、消防署および家族にも連絡すること。

7. 事故報告書の提出
自動車、艇を含め事故が発生した場合、当事者は、アクシデントレポートを作成し、コーチミーティング、全体ミーティングで報告する。必要に応じて日本ボート協会に提出する。幹部と活動責任者は、速やかに学生センターに報告を行い、マイハンダイの「事故・

災害発生時の報告フォーム」に記載する。



報告内容は以下の通り。

団体名、発生日時、場所、当事者氏名、発生内容など

8. OB、関係団体との連携

指導者および幹部は、活動中にOBや関係団体との連携が必要だと考えられる場合、OB用メーリングリストまたは関係団体連絡先リストを使用して連携をとること。

V. 教育

1. 技術に関する知識

指導者は、必要な技術に関する知識を持っている部員を活動に参加させる、もしくは外部から必要な知識を持った講師を呼び、部員に対して講習会を開くこと。

2. 体調管理の知識

指導者、幹部は、定期的に体調管理を呼び掛けること。また、外部から体調管理に関する知識を持った講師を呼び、部員に対して定期的に講習会を開くこと。

3. 救急対応の知識

(1) 事故想定訓練の実施など危険回避能力の育成

指導者、幹部は活動の事前準備やリハーサルの際、考えられるリスク発生を想定して訓練を実施すること。

(2) 事故発生時の対処と役割分担

指導者、幹部は、事前準備やリハーサルの際に適切とされた対処法を部員と共有し、必要な役割を分担しておくこと。

(3) トラブル発生時に行うこと

①事故発生時の応急措置

指導者、幹部は、考えられる事故に対する応急措置について、部員に対して事前に講習を行うなどし、部員全員が応急措置にあたれるようにすること。

②救命救助について（AED使用方法等）

指導者、幹部は、あらかじめ活動場所周辺にあるAED等の救命機器の場所を把握し、部員と共有しておくこと。また、それらの機器の使用法等について事前に講習を行い、部員が適切に使用できるようにすること。

4. マニュアル等を用いた定期的な安全教育の実施及び定期的なマニュアルの見直し

指導者、幹部は、この「安全対策マニュアル」を使用し、部員に定期的に安全に関する講習会を行うこと。

指導者、幹部は、定期的にマニュアル見直しの機会を設け、必要に応じて適切な改訂を加

えること。